

令和8年度 PPA 方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業仕様書

1 目的

愛媛県（以下「県」という。）では、愛媛県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において、温室効果ガス排出量削減へ向けた重点的な取組みとして太陽光発電設備の積極的な導入および再生可能エネルギー由来の電力調達を掲げている。

本事業は、県有施設に PPA 方式を活用した自家消費型太陽光発電設備等の設置を通して温室効果ガス排出量を削減することを目的としており、事業の実施事業者を公募するにあたり、必要な事項を定める。

2 事業内容

(1) 事業概要

- ア 事業者は、別紙1で示す対象施設における設置候補場所に対して、現地調査、設備容量検討、構造調査等を行う。
- イ 事業者は、アの結果を踏まえ、太陽光発電設備及び付帯設備（蓄電池含む。以下「設備」という。）の設置が可能な場所を整理する。
- ウ 事業者は、県に設備の設置が可能な場所に対する建物利用に係る提案内容の承認を受けたのち、設置候補場所の各施設及び土地（以下「施設等」という。）に設備を設置できるものとする。
- エ 交付金については、環境省二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業））及び県が別途定める交付要綱の交付要件等に留意し、交付金を最大限活用できるように努めること。
- オ 事業者は、設備の設置時に防水層等の既存構造物を破損した場合は事業者負担で修復すること（植栽の伐採、土地、建物等の現状変更については県と協議し、承認を受けるものとする）。
- カ 事業者は、設備で発電した電力を、当該設備が導入された対象施設（以下「設備導入施設」という。）が効果的に自家消費できるように設備容量を精査するとともに、発電した電気は各対象施設でのみ使用できるようにすること。
- キ 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行うこと。また、事業者は設備で発電した電力を設備導入施設に供給するとともに、既存設備に悪影響を及ぼさないようにすること。
- ク 事業者は、設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、速やかに機能の回復を行う。
- ケ 事業者は、運転期間終了後や事業者の都合及び天災等により事業期間の途中で事業を中止した場合は、事業者の負担により設備を撤去する。撤去物は、関係法令に従い適正に処理または再利用等を行い、その結果を県へ報告すること。撤去により防水層等の既存構造物を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。なお、県あるいは事業者が運転期間の更新を希望する場合は、更新の可否を双方で協議するものとする。

コ 設備の撤去の際に、事前に県から譲渡の希望があった際は、事業者は県と協議の上で設備を県へ譲渡できるものとする。

(2) 事業期間等

ア 事業期間は、契約開始日から設備の撤去完了日までとする。

イ 運転期間（電力供給の開始から終了までの期間）は、運転開始日から原則として20年間とし、県と事業者との協議に基づく期間延長を可能とする。

ウ 設備の設置については、原則、令和8年度中に設置作業を終えるものとする。

エ 電力供給開始時期については、令和9年4月を想定するが、対象施設ごとに県と協議の上、決定する。

(3) 契約単価

ア 契約単価は電気料金単価のみとし、基本料金単価の設定は行わないものとする。また、対象施設ごとの単価とする。

イ 県は、設備導入施設毎に、設備から供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者を支払う。

ウ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。なお、電力量計は、事業者の負担で適切な位置に設置するものとする。

エ 月別又は時間帯別に異なる契約単価は使用できないものとする。

オ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。調査結果を県に報告した結果、設置不可と判断された設置候補場所があった場合は、当該設置候補場所の調査に要した費用も含めて良いものとする。この場合に、県提示単価を上回る事となった場合は、県との協議により設置工事を行うか決定するものとする。

カ 契約単価は、原則、契約期間中において一定額とする。

3 設備工事前の調査・手続

(1) 現地調査

設置候補場所の状況を十分に把握するために、資料等の収集、対象施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施する。調査は、設備の設置に係る課題を県と協議した上で行うものとする。

(2) 設備容量検討（太陽光発電設備）

ア 太陽光発電設備の容量は、(1)の現地調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、対象施設ごとに適切な容量とする。

イ 事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、設備導入施設内で最大限自家消費できるように努めること。

(3) 構造調査

ア 設備を設置した際に発生する加重増加等の施設等への影響について、事業者は県が保有する構造計算書等を照会するなど構造調査を行った上で建築物の構造安全性（長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して施設等の耐久性が問題ないこと）が十分に確保されるように詳細設計を行うとともに、構造安全性に問題がないことを示すため一

級建築士が構造調査結果を報告書として施設毎にまとめ、書面により県に報告し、確認を受けること。

イ 構造調査の結果、設備の設置が困難な建築物がある場合は、当該建築物への設備工事を行わない。

(4) 各種関係手続

ア 事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を県に提出する。

イ 設備の設置が、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）や電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を県に提出すること。当該書類は一級建築士により確認されたことを証するものとする。

ウ 県が上記調査結果等を確認し、設備設置が可能と判断した施設等のみ、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産使用許可を県に申請する。なお、施設等における設備設置に伴う行政財産使用料は全額免除とする。

エ 設備の設置に伴う使用許可期間は、使用許可の始期から 1 年以内の範囲内において県が定める年度の末日までとする。その後、事業者は設備の運転期間（運転期間終了後、当該設備の撤去に要する期間を含む）において、1 年以内で県が定める期間ごとに、使用許可の更新を申請できるものとする。

オ 事業者の使用許可する面積は、設備の水平投影面積として算定されたものとする。太陽光発電設備については間隔をあけて設置する場合、その隙間の面積を含むものとする。

カ 設備の設置に伴い、土地、建物、工作物等の現状を変更する必要がある場合は、県と協議の上、使用許可の申請と併せて、愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則（昭和 39 年愛媛県規則第 49 号）第 30 条の規定による現状変更の承認申請を行い、承認を受けること。

キ 各種法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続を行う。特に、設備に係る建築基準法の高さ制限等、各種法令に適合するよう十分留意すること。また、新設機器の仕様及び施工内容等は、必要に応じ、事前に所管消防署と協議を行い適切に調整すること。なお、各種法令の規定に基づく設備の設置・維持管理及び届出等の手続きに関する負担は事業者が負うこと。

ク 事業者は、対象施設において、県が現に契約している系統からの電力供給契約事業者（以下「系統電力供給契約事業者」という。）に、設備の設置に関する必要な情報を提供するとともに、県が系統電力供給契約事業者と契約内容等について調整が必要な事項等について把握・対応し県に報告すること。また、設備の設置、運転に関して県と系統電力供給契約事業者との調整が必要になった場合は支援を行うこと。

4 設備の設置

事業者は、上記 3 の設備工事前の調査・手続を行ったあとに、対象施設への設備の設置を行う。設置の条件は以下のとおりとする。

(1) 太陽光発電設備

ア 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 39 条及

び JIS C8955 (2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

イ 設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うものとする。設計用地震力の計算の際は、耐震性能は耐震クラスSを適用すること。

ウ 太陽光発電設備は JET 認証を取得したものであること、又は JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

(2) 蓄電池設備

ア 蓄電池の設置は任意とし、設置する場合は蓄電池システムを設置すること。

イ 蓄電池システムを導入することによって、契約単価が基準単価を超過する場合には、蓄電池システムの導入しないこととする。

ウ 蓄電池システムは、家庭用蓄電池（20kWh 未満）を導入することとし、JIS C4412 に準拠すること。

エ 蓄電池は、JIS C8715-2（リチウムイオン蓄電池の場合）または平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準 第二の二」（リチウムイオン蓄電池以外の場合）に記載の規格に準拠したものであること。

オ メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

(3) その他の事項

ア 事業者は、使用許可を受けた場所を本業務以外の用途に使用してはならない。

イ 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、本業務に係る契約を解除し、使用許可若しくは現状変更の承認を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において設備導入施設から設備を速やかに撤去し、撤去により既存構造物を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。

ウ 事業者は、設備導入施設の管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。内容等については県と協議のうえで決定する。

5 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書及び太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン（建物設置型版）＜NEDO＞に準拠して施工すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

また、設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令を遵守するものとする。設備の設置の条件は以下のとおりとする。

ア 陸屋根設置の場合、設備設置時には、アンカーレス工法（置き基礎架台やアンカーレス架台など）を優先して採用することとし、設備導入施設の防水機能に影響が無いよう施工すること。やむを得ずアンカーレス工法を採用できない場合は、防水施工方法が分かる書面を作成し、施設の防水機能への影響を最小限となるよう努めることとする。また、運転

- 期間中の防水改修工事の実施を想定し、改修工事への支障が最小限となるよう配慮した工法の実施に努めること。
- イ 設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置を取ること。
- ウ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について十分配慮した施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。地域住民及び設備導入施設の管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
- エ 事業者は施設等への設備導入に先立って、既存施設等の安全性を十分に検討した詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面、工程表等を書面により県に提出し、確認を受けること。
- オ 施工にあたり、県が施工に係る書類を求めるときは、事業者は別途提出すること。
- カ 施工にあたり、設備導入施設の利用や安全に支障が起きないように、施設管理者と協議の上、検証及び対策を行い、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し実施すること。
- キ 県の既存構造物等の保守点検や設備導入施設の維持管理に支障を生じさせない計画とすること。
- ク 事業期間中、施設管理者等が行う施設の管理及び点検等のための屋上等の立入りに支障が生じないようにすること。
- ケ 工事期間も含む事業期間の全てにおいて、事業者は感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は設備に損傷を与えるおそれがないよう、関係者以外がみだりに立ち入らないような措置を講じること。ただし、設備の設置状況、設置場所の状況により、関係者以外が立ち入るおそれがない箇所についてはこの限りではない。
- コ 既設のコンクリート床、壁などに穴あけが必要な場合は、穴あけの位置や大きさ、方法を事前に県と協議して決定するとともに、穴あけした箇所は、浸水防止のため、適切に防水措置を講じること。特に、穴あけ作業前には鉄筋等の探査を行うなどして、既設の鉄筋等を切断しないようにすること。また、耐震壁への穴あけ等により、耐震性を低下させないような方法とすること。
- サ 設備に係る配線ルートについては、事業者が現地調査や図面等から設備導入施設の保安や管理、意匠上、支障がないルートを選定の上、県との協議により決定すること。設備には、他の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものが分かるような表示を行うこと。
- シ 設備の設置に際しては、設備導入施設に停電が発生しない方法を優先すること。停電を伴う場合は、停電時間を極力短縮するように努め、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電のお知らせビラ等）を作成し、県と事前協議の上、設備導入施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うこと。
- ス 工事中の安全対策の実施、設備導入施設の管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこと。
- セ 工事完成時には、現場で県の承認を受けること。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を対象施設ごとに3部作成し、県に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにDXF形式データ及びオ

リジナル CAD データを提出すること。

6 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行うこと。また、事業者は当該設備で発電した電力を、設備導入施設に供給するとともに、非常時に電気事業者からの電力供給が停止した場合においても、自立運転機能により設備からの電力供給を行うこと。

ア 事業者は、県及び設備導入施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。さらに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行うこと。なお、法令等に基づき、定期的に点検を行い、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。

イ 設備導入施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、事業者の負担で用意すること。

ウ 事業者からの企画提案内容が正当な理由なく達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。

エ 事業実施中に設備導入施設に雨漏り等が生じた場合には、事業者負担により速やかに修復すること。なお、原因が事業者に起因するものでない場合は、この限りではない。

オ 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行うこと。なお、使用している機器のメーカーの解散等により、メーカー保証が受けられなくなる場合や、機器の修繕・更新に支障が出る場合についても、事業者の責任で、当初と同等内容の事業を実施すること。

カ 設備導入施設について、県が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置等（以下「移設等」という。）に応じること。また、この設備の移設等に伴う費用負担が発生した場合は、県の負担とする。なお、移設等に伴う本設備が発電できない期間について、県は事業者に対して電気料金の補填は行わないものとするが、その期間が1週間以上にわたる場合は、原則として、運転期間の終了期日を、移設等に伴う設備の運転停止期間分の日数延長により対応するものとする。

キ 事業期間中に県が設備導入施設の移譲や売却などを行う場合は、同等の条件で PPA 事業を継続することを条件として移譲等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の県有施設を提示し、県が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については県と事業者で協議のうえ定める。

ク 県が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、県に帰属するものとする。

ケ 事業者は、設備導入施設について、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を県に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。事業者は検証結果を毎年県に報告し、県はそれを確認すること。

コ 地震、台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

7 責任分担の基本事項

上記1～6を含め、事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については「別紙2」及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

ア 事業者は本事業により、県及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険等（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、県へ写しを提出すること。また、県及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、県が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

イ 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合は事業者の費用負担により発電設備及びその他付帯設備の撤去を行い、原状回復を行うものとする。

ウ 事業者は本事業上知り得た内容、情報等を県の許可なく第三者に漏らしてはならない。

8 その他

ア 県が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、県の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業期間終了までに全貸与資料を返納又は処分しなければならない。なお、事業期間中に県から返納の要請があった場合は、直ちに返納に応じること。

イ 事業者は、事業実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うこと。

ウ 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、実施するものとする。

エ 事業者は、国交付金の申請や検査等にあたり国に提出が必要となる資料作成やデータ提供に協力すること。

オ その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、県と事業者で協議して決定するものとする。

設置候補対象施設 1：西条西警察署（西条市周布349-1）

【概要】

No.	設置候補場所	屋根種別	想定発電容量	蓄電池導入	備考
1	庁舎 屋上屋根	折板屋根	20kW	任意	竣工年：2016年

【特殊仕様や現状等】

- ・下記位置図に示すエリア内に太陽光パネルを設置すること。
- ・建築時に太陽光発電設備の設置を想定した各仕様がとられている。
詳細は応募後の提供資料で確認が可能である。

【パネル設置候補場所位置図】



出典：国土地理院ウェブサイトをもとに作成

- ※現地見学の際に詳細寸法や屋根状況等を確認することができる。
- ※現地見学の際に施設管理者へ確認した結果、追加設置が可能なスペースがあった場合には、当該箇所も対象とする。
- ※設置可能スペースは構造安全性を保証するものではない。

設置候補対象施設 2 : 今治警察署 (今治市旭町 1 丁目4-2)

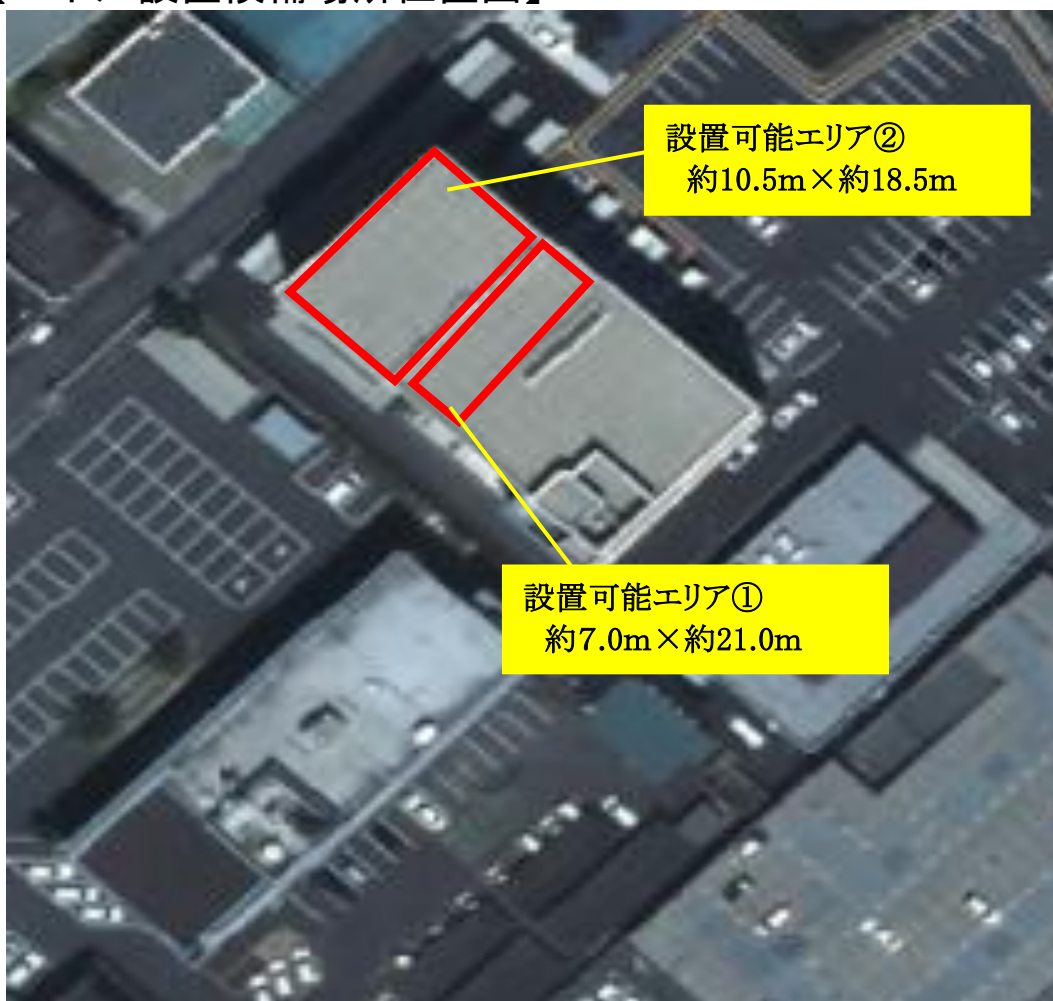
【概要】

No.	設置候補場所	屋根種別	想定発電容量	蓄電池導入	備考
1	庁舎屋上	陸屋根	30kW	任意	竣工年：2013年

【特殊仕様や現状等】

- ・ 下記位置図に示すエリア内に太陽光パネルを設置すること。
- ・ 設置可能エリア②は太陽光発電設備の設置を想定して各仕様がとられている。
詳細は応募後の提供資料で確認が可能である。

【パネル設置候補場所位置図】



出典:国土地理院ウェブサイトをもとに作成

- ※現地見学の際に詳細寸法や屋根状況等を確認することができる。
- ※現地見学の際に施設管理者へ確認した結果、追加設置が可能なスペースがあった場合には、当該箇所も対象とする。
- ※設置可能スペースは構造安全性を保証するものではない。

設置候補対象施設 3 : 松山東警察署 (松山市勝山町2-13-2)

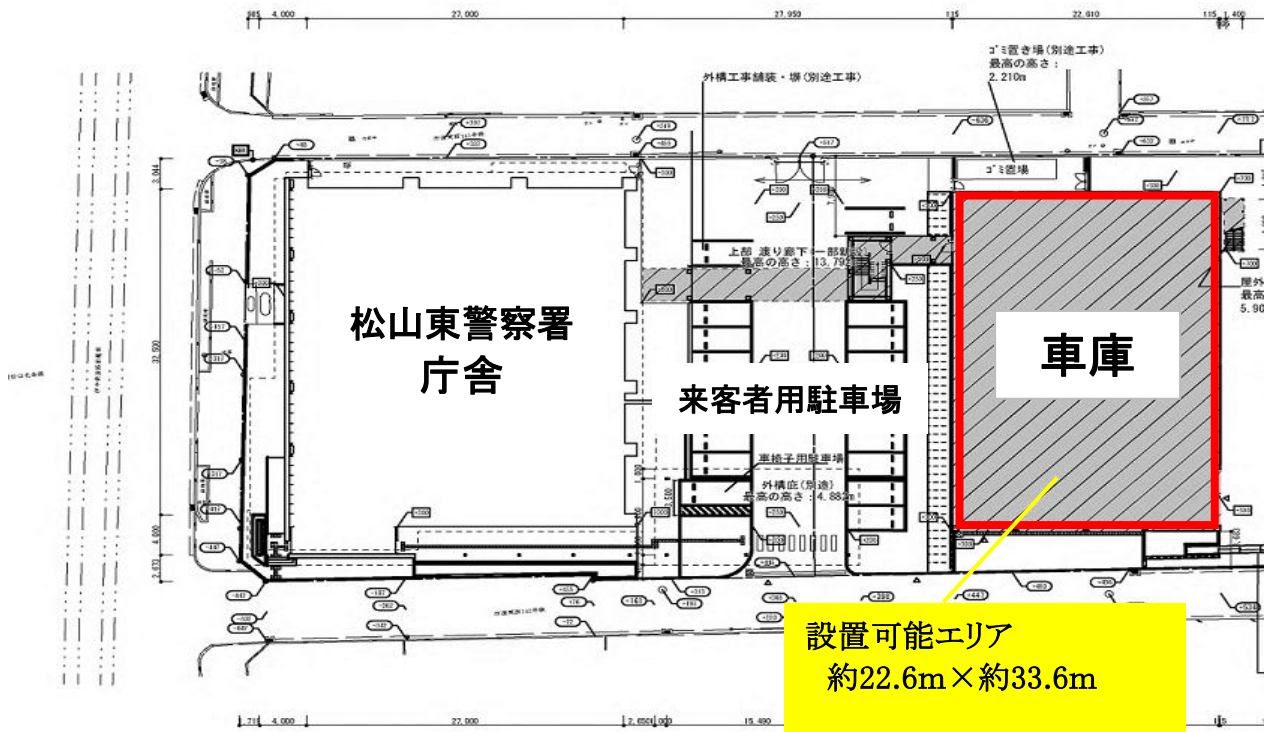
【概要】

No.	設置候補場所	屋根種別	想定発電容量	蓄電池導入	備考
1	車庫屋根	折板屋根	50kW	任意	竣工年：2025年

【特殊仕様や現状等】

- ・ 下記位置図に示すエリア内に太陽光パネルを設置すること。
- ・ 反射光による近隣環境への影響を抑えるため、防眩性能を備えた設備を採用すること。
- ・ 庁舎屋上に太陽光パネル20kWをR6年に設置済み。
- ・ 設置工事期間中も車庫としての運用に支障をきたさないよう十分に配慮した工法で工事を実施すること。

【パネル設置候補場所位置図】



- ※現地見学の際に詳細寸法や屋根状況等を確認することができる。
- ※現地見学の際に施設管理者へ確認した結果、追加設置が可能なスペースがあった場合には、当該箇所も対象とする。
- ※設置可能スペースは構造安全性を保証するものではない。

設置候補対象施設 5：新居浜商業高等学校（新居浜市瀬戸町 2 番16号）

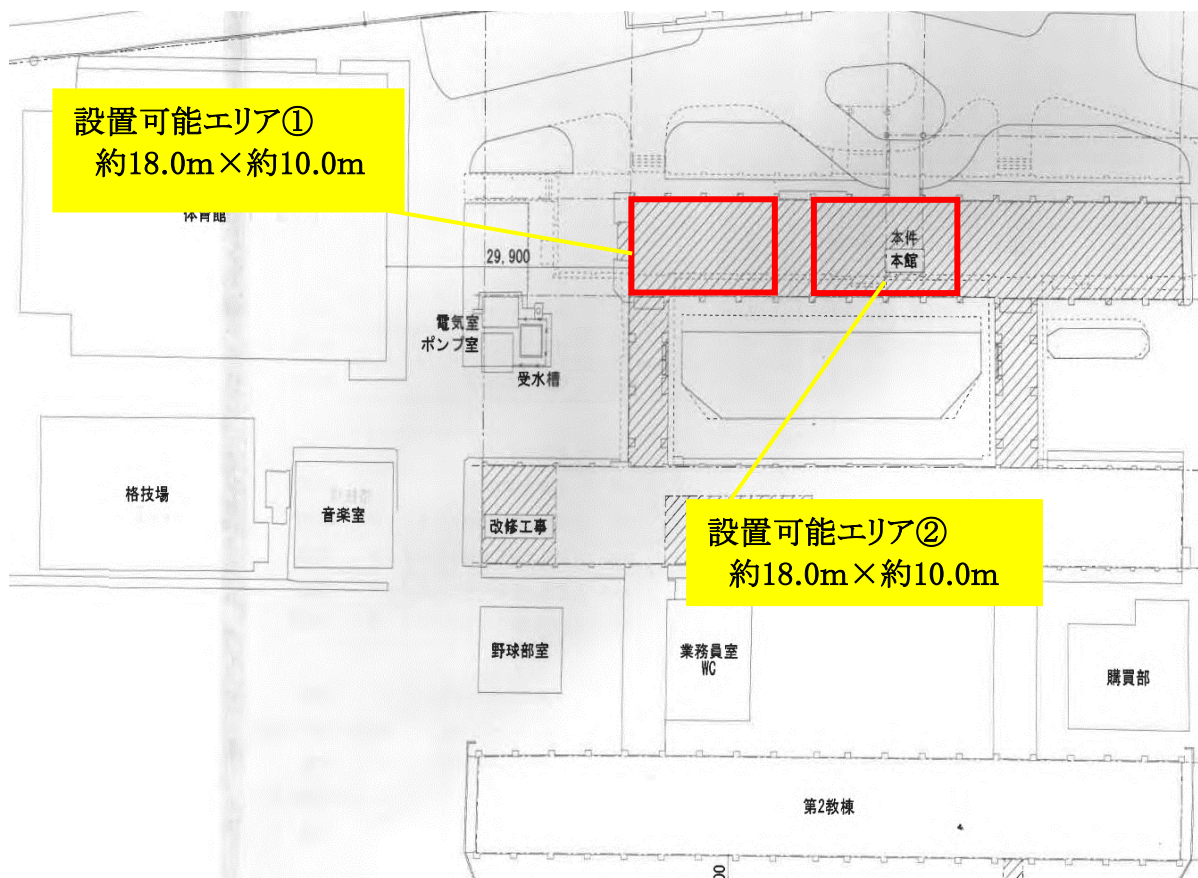
【概要】

No.	設置候補場所	屋根種別	想定PV容量	蓄電池導入	備考
1	本館	陸屋根	40kW	任意	竣工年：2018年

【特殊仕様や現状等】

- ・ 下記位置図に示すエリア内に太陽光パネルを設置すること。
- ・ 本校は指定緊急避難場所かつ指定避難所である。

【パネル設置候補場所位置図】



※現地見学の際に詳細寸法や屋根状況等を確認することができる。
 ※現地見学の際に施設管理者へ確認した結果、追加設置が可能なスペースがあった場合には、当該箇所も対象とする。
 ※設置可能スペースは構造安全性を保証するものではない。

設置候補対象施設 6 : 今治西高等学校 (今治市中日吉町 3 丁目 5 番47号)

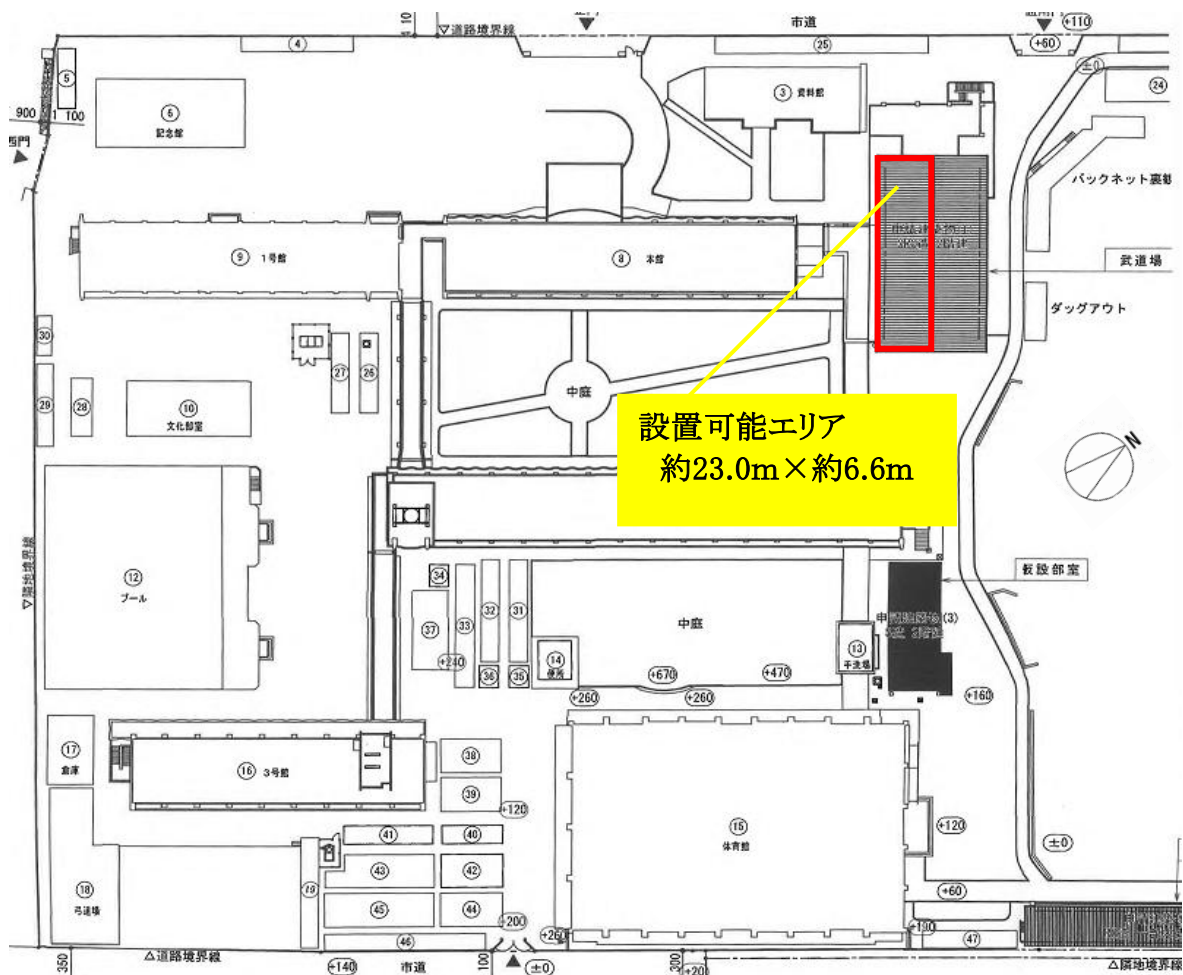
【概要】

No.	設置候補場所	屋根種別	想定PV容量	蓄電池導入	備考
1	武道場	傾斜屋根	20kW	任意	竣工年：2017年

【特殊仕様や現状等】

- ・ 下記位置図に示すエリア内に太陽光パネルを設置すること。
- ・ 反射光による近隣環境への影響を抑えるため、防眩性能を備えた設備を採用すること。
- ・ 本校は指定緊急避難場所かつ指定避難所である。
- ・ 隣接するグラウンドから硬式野球ボールが屋根を直撃する可能性がある。
- ・ R8年度中に空調設備増設等工事を予定しており、電力需要が増加する可能性が高い。

【パネル設置候補場所位置図】



- ※現地見学の際に詳細寸法や屋根状況等を確認することができる。
- ※現地見学の際に施設管理者へ確認した結果、追加設置が可能なスペースがあった場合には、当該箇所も対象とする。
- ※設置可能スペースは構造安全性を保証するものではない。

設置候補対象施設 7 : 松山北高校 (松山市文京町 4 番地 1)

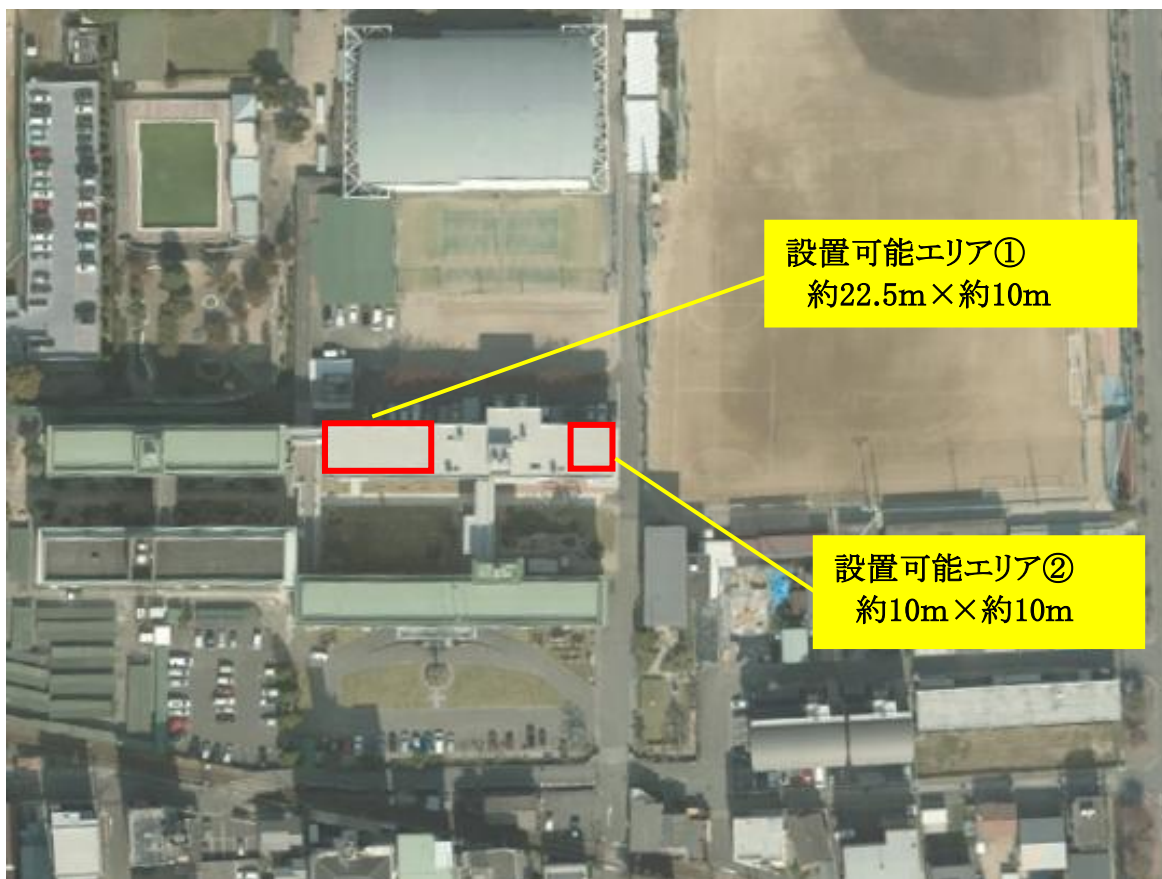
【概要】

No.	設置候補場所	屋根種別	想定PV容量	蓄電池導入	備考
1	第2教棟	陸屋根	40kW	任意	竣工年：2018年

【特殊仕様や現状等】

- ・ 下記位置図に示すエリア内に太陽光パネルを設置すること。
- ・ 本校は指定緊急避難場所かつ指定避難所である。

2. パネル設置候補場所位置図



出典：国土地理院ウェブサイトをもとに作成

- ※現地見学の際に詳細寸法や屋根状況等を確認することができる。
- ※現地見学の際に施設管理者へ確認した結果、追加設置が可能なスペースがあった場合には、当該箇所も対象とする。
- ※設置可能スペースは構造安全性を保証するものではない。

設置候補対象施設 8 : 松山工業高校 (松山市真砂町 1 番地)

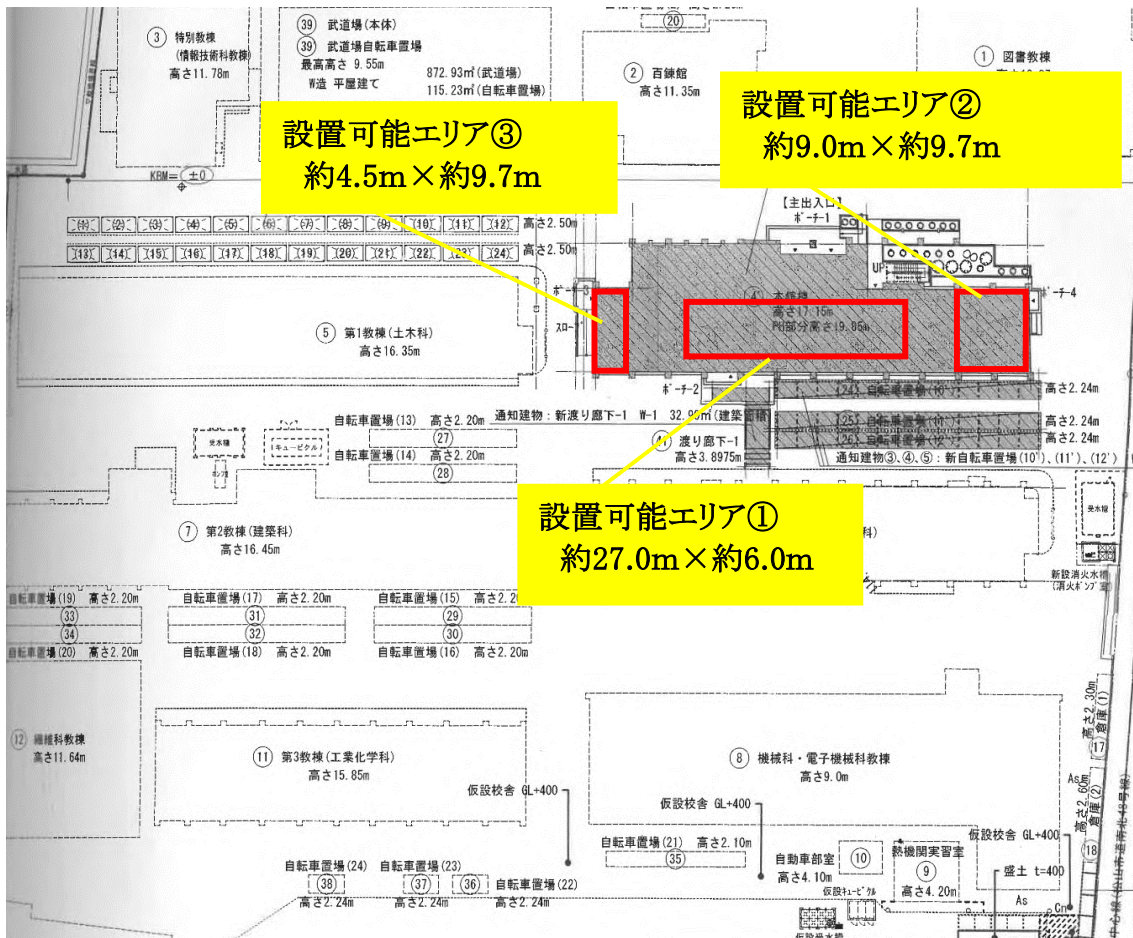
【概要】

No.	設置候補場所	屋根種別	想定PV容量	蓄電池導入	備考
1	本館	陸屋根	25kW	任意	竣工年：2018年

【特殊仕様や現状等】

- ・ 下記位置図に示すエリア内に太陽光パネルを設置すること。
- ・ 本校は指定緊急避難場所かつ指定避難所である。
- ・ 第 4 教棟に太陽光パネル20kWをH21年度に設置済み。ただし、発電状況は不明。

【パネル設置候補場所位置図】



- ※現地見学の際に詳細寸法や屋根状況等を確認することができる。
- ※現地見学の際に施設管理者へ確認した結果、追加設置が可能なスペースがあった場合には、当該箇所も対象とする。
- ※設置可能スペースは構造安全性を保証するものではない。

設置候補対象施設 9 : 東温高校 (東温市志津川960)

【概要】

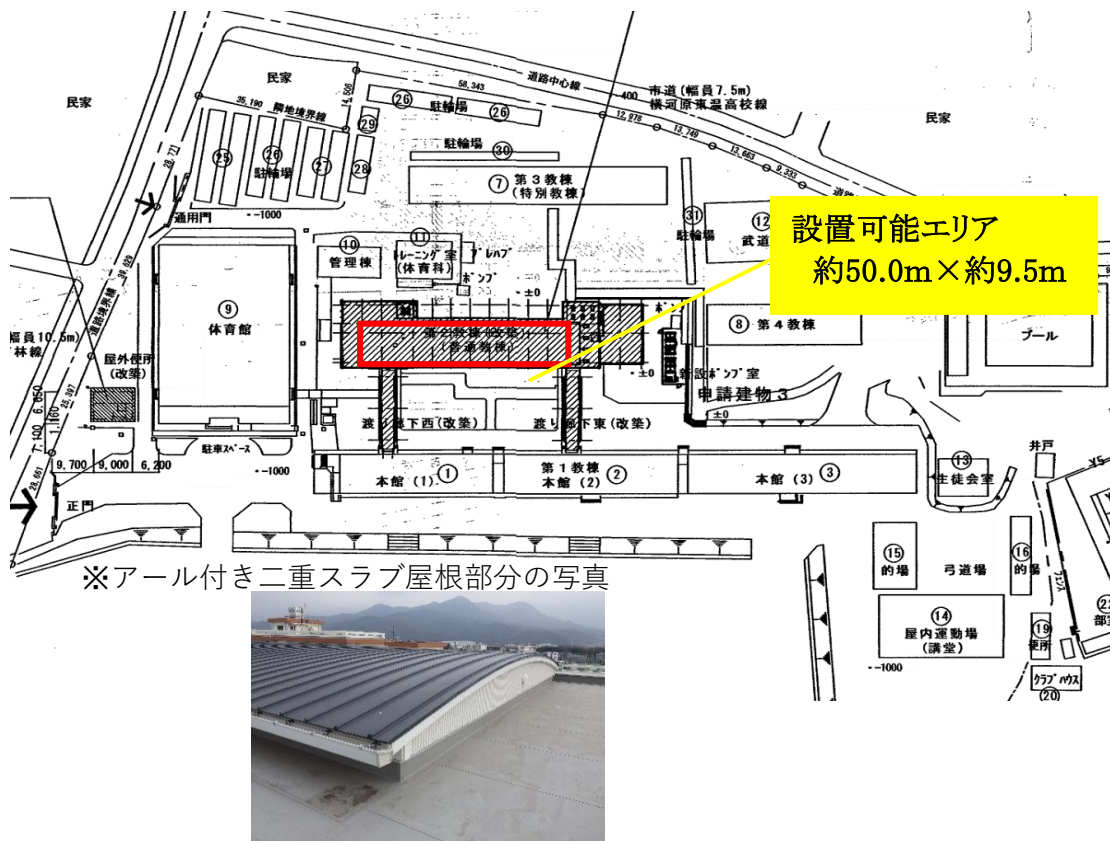
No.	設置候補場所	屋根種別	想定PV容量	蓄電池導入	備考
1	第2教棟	曲面屋根(※)	50kW	任意	竣工年：2018年

(※)設置可能スペースはアールの付いたガルバリウム鋼板葺二重スラブ屋根部分である。

【特殊仕様や現状等】

- ・下記位置図に示すエリア内に太陽光パネルを設置すること。
- ・本校は指定避難所である。
- ・令和8年度から学科編成により使用教室が増える見込み。
- ・令和8年度に体育館等の空調設備の新設を予定している。

【パネル設置候補場所位置図】



- ※現地見学の際に詳細寸法や屋根状況等を確認することができる。
- ※現地見学の際に施設管理者へ確認した結果、追加設置が可能なスペースがあった場合には、当該箇所も対象とする。
- ※設置可能スペースは構造安全性を保証するものではない。

別紙2 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			県	事業者	
共通	募集要項の誤り	実施要領や仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○		
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○	
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○	
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○	
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○	
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険		○	
	事業の中止・延期	県の指示によるもの（事業者に起因するものを除く）		○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの			○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの			○
	瑕疵担保	設備に係る隠れた瑕疵の担保責任		○	
	契約不適合	契約の内容に適合しないものである場合		○	
不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○		
設計段階 計画・	物価	物価変動		○	
	応募にかかる費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担		○	
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
建設段階	物価	物価変動		○	
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○	
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給（運転）開始の遅延		○	
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○	
関連 支払	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○		
	金利	市中金利の変動		○	
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、県の責による事業内容の変更	○	○	
	維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費用の増大		○	
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○	
	設備損傷	第三者（施設利用者等）の瑕疵による設備の損傷		○	
	県施設損傷	設備に係る事故・火災による県施設及び設備の損傷			○
設備に起因する県施設への障害			○		
保証関連	性能	県施設に起因する事故・火災による県施設及び設備損傷	○		
		要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	
		提案書類との不適合		○	
		仕様不適合による施設・設備への損害、県施設運営・業務への障害		○	

[参考]使用量・料金他

No.	施設名	契約種別	契約電力 (kw)		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
1	西条西警察署	業務用 電力	45	使用量 (kWh)	16,580	15,589	12,985	9,669	9,038	11,147	15,754	15,252	14,151	10,879	9,482	13,484	154,010
				電気料金 (円)	420,119	377,251	322,850	258,363	254,354	301,075	419,211	387,141	356,045	271,953	252,617	341,095	3,962,074
2	今治警察署	業務用 電力	101	使用量 (kWh)	39,522	43,227	40,399	35,262	27,092	27,137	33,374	43,133	44,104	30,226	26,551	36,257	426,284
				電気料金 (円)	1,008,689	1,079,154	962,177	855,727	699,067	729,912	867,998	1,125,765	1,090,638	766,187	716,379	931,241	10,832,934
3	松山東警察署車庫	業務用 電力	168	使用量 (kWh)	61,831	59,879	50,490	37,346	38,156	46,765	63,811	62,459	57,286	47,305	38,775	53,648	617,751
				電気料金 (円)	1,566,913	1,444,259	1,248,442	992,161	1,052,041	1,242,503	1,683,866	1,569,270	1,427,306	1,155,115	1,017,164	1,346,161	15,745,201
4	新居浜西	業務用 電力	178	使用量 (kWh)	30,585	28,316	19,756	13,843	13,338	21,201	35,721	26,171	31,564	16,636	14,190	21,385	272,706
				電気料金 (円)	870,089	781,602	600,710	483,408	486,914	665,173	1,026,784	764,149	871,072	524,041	487,677	646,605	8,208,224
5	新居浜商	業務用 電力	164	使用量 (kWh)	23,848	19,817	16,018	13,708	14,123	18,506	26,273	17,722	23,980	15,374	14,720	18,636	222,725
				電気料金 (円)	770,005	652,742	573,113	532,931	557,642	655,670	854,619	560,514	688,297	481,813	483,453	570,302	7,381,101
6	今治西	業務用 電力	106	使用量 (kWh)	22,872	21,026	20,164	18,130	18,750	20,065	25,776	19,323	23,065	20,729	17,790	20,804	248,494
				電気料金 (円)	633,965	564,609	548,029	516,768	551,102	577,609	727,877	546,936	619,611	545,187	502,264	569,431	6,903,388
7	松山北	業務用 電力	155	使用量 (kWh)	31,454	29,269	28,160	20,775	24,467	28,415	37,318	32,819	34,995	26,165	21,431	25,377	340,645
				電気料金 (円)	876,893	789,060	767,928	623,795	732,338	818,288	1,042,965	890,676	921,820	698,428	621,776	709,620	9,493,587
8	松山工業	業務用 電力	376	使用量 (kWh)	49,289	45,230	35,648	35,648	34,668	45,213	74,864	50,341	69,353	43,850	33,595	46,081	563,780
				電気料金 (円)	1,400,733	1,249,545	1,048,274	1,048,274	1,088,982	1,408,900	2,152,778	1,503,171	1,980,211	1,370,217	1,190,826	1,467,073	16,908,984
9	東温	業務用 電力	200	使用量 (kWh)	23,504	20,469	15,681	14,199	14,307	20,472	36,056	23,796	30,756	18,623	15,404	20,712	253,979
				電気料金 (円)	730,509	634,952	534,188	512,084	530,209	669,205	1,055,556	732,603	875,083	587,365	536,108	653,601	8,051,463

※契約電力は、R7年8月時点の実績。